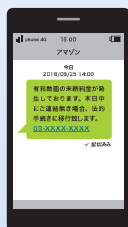


それ、詐欺かもしれません!

メール

ショートメッセージサービス (SMS) による

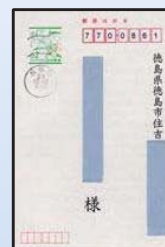
架空請求



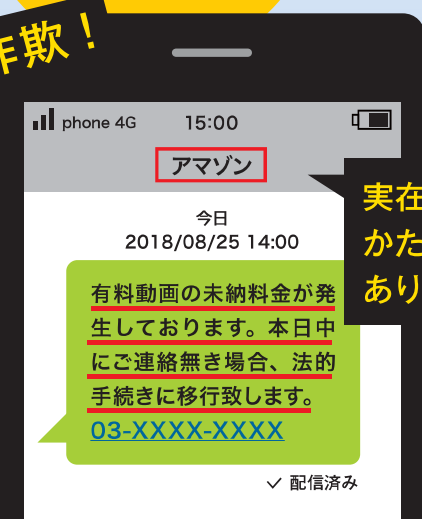
ハガキ

による

架空請求

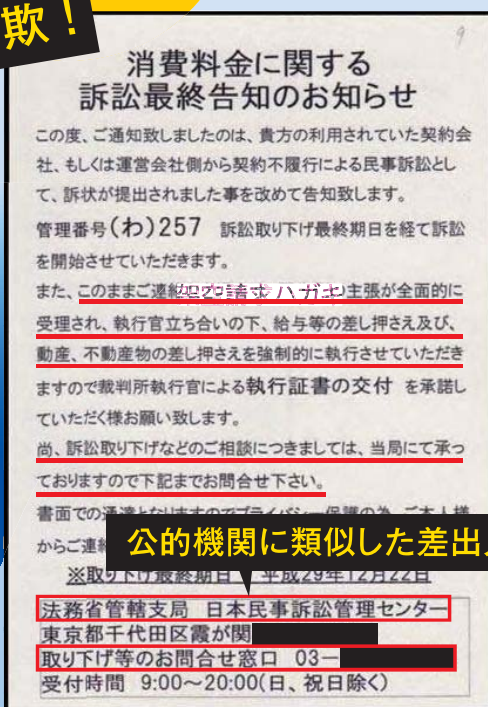


詐欺!



実在の事業者をかたる場合があります。

詐欺!



公的機関に類似した差出人

メールやハガキに記載の電話番号に

連絡 をする前に!

支払 をする前に!

(例) アマゾン
 ヤフーサポートセンター
 DMM 相談窓口 など
 ※実在する企業とは無関係です。

(例) 法務省管轄支局 国民訴訟通達センター
 民間訴訟告知センター
 国民訴訟お客様センター
 全国紛争相談センター など
 ※いずれも国の組織として存在しないものです。

まずは♡消費者ホットライン

局番なし

い や や **188** で確認しよう!



消費者ホットライン 188
 イメージキャラクター「イヤヤン」

最寄りの消費生活センター等につながり、専門の消費生活相談員が助言します。



消費者庁
 Consumer Affairs Agency, Government of Japan

架空請求の手口の流れ（よくある例）

突然通知

メール

ハガキ



様々な名目で送りつける

メールやハガキに書かれた
電話番号にかけないで!

覚えのない
請求がきたら **188**

≪ 電話すると ≫

支払要求

着手金
示談金
供託金



「急がないと
裁判になりますよ」

「後日返金されますよ」

第三者の電話番号に誘導



「弁護士に問い
合わせてください
番号は 03-XXXX-XXXX」

おかしいと
思ったら **188**

≪ 承諾すると ≫

支払指示

プリペイドカード

¥50000

Q1234-5678-9

「コンビニで
カードを買って
番号を教えてください」



コンビニ端末

「端末から出てくる
支払用紙を持って
レジで支払ってください」

支払う前に **188**

≪ 一度支払ってしまうと ≫

さらなる支払要求

弁護士・裁判の相手と名のる者から、
次々と電話がかかってきて、
さらなる支払を要求されます。



「他にも未払が
ありました」

「和解できない! ふざけるな」
「自宅に行くぞ!
家族に迷惑がかかるぞ」



被害高額化

架空請求の手口は様々です!

もう一度
支払う前に **188**

消費者ホットライン

局番なし

188

架空請求以外でも、消費生活で
お困りのことがあれば、ご相談ください!

「お試し」のつもりが定期購入に!?

～低価格等をうたう広告は、しっかり契約内容の確認を～

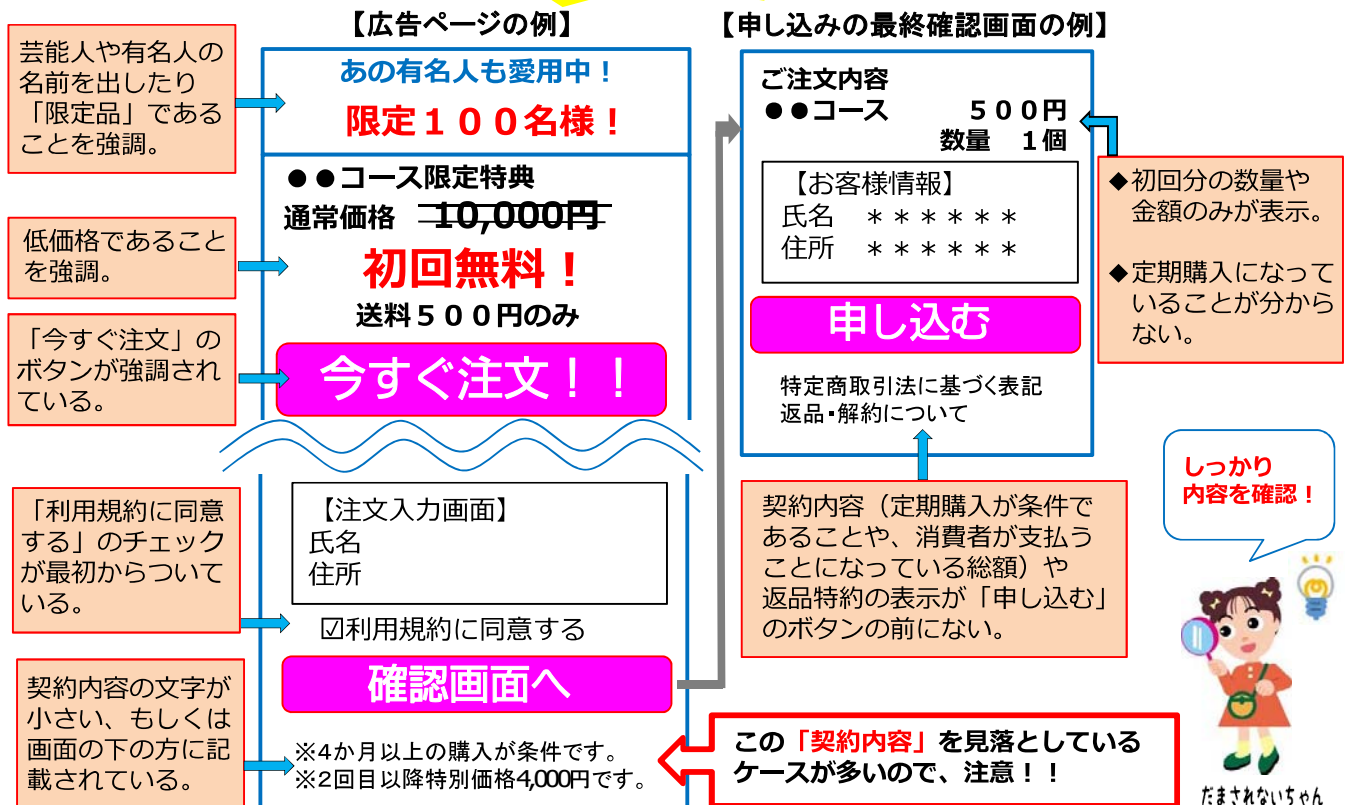
「無料お試し」「初回500円」などの広告を見て、「お試し」「1回だけ」のつもりで健康食品や化粧品等を注文したところ、**定期購入契約だった**という相談が多数寄せられています。

【相談事例】

- ◆通信販売で「お試し価格500円」の健康食品を注文した。1回限りと思っていたが、翌月2回目が届き、請求金額が高額になっていた。解約したいが電話が繋がらない。
- ◆初回お試しだけのつもりが定期コースになっていて、解約したいが、「4回の購入が条件」と言われ、断られた。広告画面を確認したら、小さな文字で条件が記載されていたが気づかなかった。

- 「無料お試し」「初回500円」などは、健康食品やサプリメント、化粧品等に**多いセールス**です。
- 1回目の商品を低価格で購入できることが**強調して表示**されていることが多くあります。
- 定期購入が条件であることやその期間中に**解約できない**ことは、**小さな文字で申込画面の最後の箇所に記載**されていることがあります。**注文画面は最後まで確認をしないとトラブルの原因**となります。

こんな広告・申込画面に注意!



◎インターネット通販を始め通信販売では、クーリング・オフ制度がありません。

◎定期購入が条件になっていないか、解約・返品ができるかどうか、条件などを**しっかり確認**しましょう。

「無料」「低価格」などのうまい話には「**何か理由がある**」と思って、**慎重に検討**しましょう。

消費者
トラブルに
関するご相談は
こちらまで

佐賀県消費生活センター

TEL:0952(24)0999

FAX:0952(24)9567

メール: shouhisoudan@pref.saga.lg.jp

9:00~17:00
土日祝日(年末年始
を除く)も受付可。
相談**無料**です!

消費者ホットライン

TEL 局番なし**188**(いやや!)

お近くの相談窓口につながります!

注意喚起

子どものオンラインゲームでの「課金トラブル」を防ぎましょう！



お子さまのオンラインゲームの利用において、高額な請求が発生する「課金トラブル」が増えています。今一度、注意点を確認しておきましょう。

【Case1】

子どもが「無料」とうたうゲームで遊んでいたが、ゲームを有利に進めるためのアイテムを増やしたいと言われた。ゲーム内のことは無料だと思い、安心していたら、何度もダウンロードをしたようで、**高額な請求書**が届いてしまった。

「無料」だから大丈夫!

「大人」で登録した方が便利そうだし、バレないだろう

親のクレジットカードだから使ってもいいかな…



【Case2】

オンラインゲームの登録の際に**成年と偽って登録**をして**有料アイテム**をこっそり親のクレジットカードで購入。少ない金額だから大丈夫だろうと思って、毎日次々と購入した。1ヶ月後、クレジットカード会社から**高額な請求**をうけてしまった。



こんな金額支払えない…



- はじめは「無料」と思っている、夢中になるとついお金を使ってしまう、という人が少なくありません。
- ほとんどのゲーム会社は、未成年が有料サービスを利用する場合、上限を設けています。
未成年であっても年齢を成年と偽って登録して利用した場合、契約を取り消すことが難しくなります。
- クレジットカードは契約者以外が使用することは禁止です。家族間であっても使用してはいけません。



トラブルを防ぐためのポイント

「管理・確認・話し合い」が大事!



①家族でゲームについて確認し、話し合う。

- ◎スマートフォンやゲーム機の機器やゲームの仕組みについて確認する。
- ◎子どもが遊んでいるゲームが、無料か有料か、**有料ならば何が有料なのか**、再確認する。

②保護者はクレジットカードの管理について注意する。

クレジットカードについては契約者に**管理責任がある**ことを認識し、**利用明細は毎月確認**する。

③端末に登録してある情報の管理を確認する。

一度でもクレジットカードを利用したことがある場合、**登録した情報が保存されているのが一般的**。そのままの状態では、本人以外でもクレジットカードを利用でき、その利用は本人の利用と認識されるので心当たりのある方は、**クレジットカード情報の保存の有無や状況を確認**する。

④「フィルタリング」や「ペアレンタルコントロール」機能などを行って、インターネット利用の管理をして、安全に利用できるようにする。

家族で話し合って、利用金額や時間などのルールを決めて、守りましょう!

消費者
トラブルに
関するご相談は
こちらまで

佐賀県消費生活センター

TEL:0952(24)0999

FAX:0952(24)9567

メール: shouhisoudan@pref.saga.lg.jp

9:00~17:00
土日祝日(年末年始
を除く)も受付可。
相談**無料**です!

消費者ホットライン
TEL 局番なし**188**(いやや!)
お近くの相談窓口につながります!